

令和6年度門真市民総合体育大会（空手道連盟）試合要綱

主 催：門真市生涯スポーツ推進協議会・門真市

主 管：門真市空手道連盟

期 日：令和6年5月26日(日)

場 所：門真市立総合体育館

試合の心得

試合とは、今まで長い時間をかけて練習に励んできた成果を、規定された短い時間の中で発揮しなければならない。

それだけに試合に臨むに当たって、心身共に体調を整え、雑念を捨てて、平常の練習の成果を十分に発揮し、悔いの無いよう正々堂々、礼儀正しくルールをまもって、試合に臨むよう心掛けねばならない。

競技規定 門真市空手道連盟試合規定に準じて行います。

競技種目

幼児の部（型）の部・小学生1年生（型）の部・小学生2年生（型）の部・小学生3年生（型）の部・小学生4年生（型）の部・小学生5年生（型）の部・小学生6年生（型）の部・中学生1年生（型）の部・中学生2年生（型）の部・中学生3年生（型）の部・一般（型）の部

幼児の部（組手）小学生1年生（男子組手）の部・小学生2年生（男子組手）の部・小学生3年生（男子組手）の部・小学生4年生（男子組手）の部・小学生5年生（男子組手）の部・小学生6年生（男子組手）の部・小学生1年生（女子組手）の部・小学生2年生（女子組手）の部・小学生3年生（女子組手）の部・小学生4年生（女子組手）の部・小学生5年生（女子組手）の部・小学生6年生（女子組手）の部・中学生1年生男子（組手）の部・中学生1年生女子（組手）の部・中学生2年生男子（組手）の部・中学生2年生女子（組手）の部・中学生3年生男子（組手）の部・中学生3年生女子（組手）の部・一般男子（組手）の部・一般女子（組手）の部

競技方法

試合はコート別で行い、各部トーナメント方式／組手の場合（人数が少ない場合は総当たり戦）とする。人数が少ない場合は学年が2学年とする。

組手 試合 規定

1. 一本勝負とし技有り二本勝ちとする。

2. 試合時間

(1) 試合時間は1分30秒間とし主審の「始め」の合図により行う。

(2) 決勝戦は2分間とする。

(3) 事故及び審判員の合議に要した時間は削除する。

3. 判定基準

一本は次のいずれかによって判定される。

(1) 正しい姿勢、攻撃時の適正なる間合保持、残心充実せる気力で確なる攻撃目標把握、強力なる攻撃が相手の急所に決まった場合。

(2) 瞬間的な投げその直後(1)の適す場所。

(3) その他適正なる有効打と認められた場合。

(4) 一本に近い攻撃有効打（技有り）が二度あった場合。

4. 時間切れ

(1) 時間切れ（1分30秒間）両者決定打なき場合は延長1分間とし、なお勝敗の決定打なき場合は審判の旗数

により勝敗を決定する。

5. 場外

(1)両足が場外に出た場合に限る。

(2)片足場外の後、後方の足にての攻撃は有効とし、場内の片足にての攻撃は無効とする。

(3)場外へ出ること3回以上注意された場合、技有り1回として相手側に与える。

6. 当試合は危険防止の為、完全防具着用とする。

型 試 合 規 定

1. 主審の合図「始め」により赤青2名の選手により同時に演武を行い審判の旗数により勝敗を決定する。

2. 一般は1回戦より自由型、小学生・中学生は規定型のみで行う。

3. 決勝戦は、2つの違った自由型を行う。

4. 幼児は四股突き10本ずつ

5. 小学生は1,2年生は拳手法のみ、それ以外は二回戦より自由型

審 判 規 定

1. 審判団の構成

(1)監査役1名 主審1名 副審4名

2. 審判員の権限

(1)主審

場内自由位置において試合運行主導、的確なる有効打による1本勝の宣言及び必要に応じてその根拠の解明反則及び失格敗の宣言、試合後及び試合中における注意事項の告示その他一切の処置(休止、退場等)試合中の副審よりの意見聴取及び競技判定時に於ける権利点1点勝敗の決定及び試合時間延長の宣言。

(2)副審

赤青の旗、笛携り試合四角固定位置において主審の補佐、主審判定に対する意見表示及び笛による一本又は反則に対する意見具申、旗による判定時の意見表示判定時の権利点1点。

(3)監査役

試合監査役は各試合に1名とし試合運行審判の判定の監査、検査を行う。

3. 反則

(1)金的、関節等の直撃 (2)足の甲を踏み砕く (3)膝の防具の無い部分への攻撃 (4)場外

(5)その他審判員が危険と判断した時